

第3回 能動的運転管理の効果的な実施に向けた検討委員会 議事要旨

日時：令和3年12月8日（水）13時00分～15時00分

場所：Web会議システムにより開催

資料5-1のスライド2にある栄養塩類排出目標値について、「下水道管理者自らが設定する」と記載があるが、目標値は環境部局等が定めるものと理解している。

資料5-1のスライド2にある放流水質監視項目について、BODがC-BODに限定されているが、例えば、硝化を抑制した場合は、N-BODが上昇し、放流基準を超えることもあることから、C-BODに限定する必要はないと考える。

資料5-3のスライド1で検討体制の例が示されているが、瀬戸内法の中で議論されている湾岸協議会では、環境、下水道、農林水産部局といった行政の他に、利害関係者（水産業やリクリエーション活動等）といった団体や、客観的なアドバイスを頂ける専門家や学識者での体制をイメージしている。実態として、検討する際は、先ほど示した関係者も含めて全体の議論を行わないと、地域の中で合意形成に至らないと考える。

資料5-3のスライド2のフローチャートでは、「能動的運転管理の試行結果の確認・モニタリング」の後に「本運用へ」があるが、試行から本運用に至るまでには流総計画の位置づけが必要になると思われることから、整合がとれるように記載して頂きたい。

以上